

平成27年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成27年6月24日 午前10時00分 開会
午後 0時27分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副市長兼都市整備部長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	まちづくり統括技監	松 倉 昌 明
総 務 部 長	山 本 眞 義	企 画 部 長	米 井 英 規
市民生活部長	芳 野 隆 一	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	谷 口 亜 耶		

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議第44号 工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟
新築工事）

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

ご報告申し上げます。本定例会の会期中に、市長から、お手元に配付の議第44号議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について、議会運営委員長よりご報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 皆さん、おはようございます。

それでは、追加議案でございます議第44号議案の取扱いについて、先ほど議会運営委員会を開催し、慎重に協議いたしておりますので、その内容についてご報告申し上げます。

議第44号議案の審議方法についてでございますが、本日この後、日程第1、一般質問の終了後、日程第2といたしまして議案上程をいたします。つきましては、市長から提案理由の説明を受け、質疑まで行い、あす25日に開催されます総務建設常任委員会に付託し、審査願うことといたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下村議長 お諮りします。

議第44号議案についての審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法については運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、11番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、阿古和彦君。

阿古議員 皆さん、おはようございます。議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。私の一般質問は2点であります。

1つ目が太田古墳群について、これは前回3月議会で取り上げました継続の質疑になります。2つ目は地球環境にやさしい自治体（葛城市）をめざして、こちらの方はパート13になります。平成19年以来、この件につきましては継続していろいろと質疑させていただいています。

詳細につきましては質問席でさせていただきます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 では、1つ目の太田古墳群についてであります。この件につきましては、前回の3月議会で質問させていただきました。今現在、建設が予定されております新道の駅のエリアにつ

きまして、開発がかかるということで、地籍の調査を教育委員会の方でしていただいております。その件につきまして質問したのですけれども、まず、この新道の駅のエリアといいますと、太田古墳群に属する広いエリアがございます。南阪奈道路の開発に当たりましてその存在が幅広く確認され、史跡等が山麓線から東にもわたって、大きなエリアが太田遺跡として、開発するに当たっては調査するべきエリアということになっております。先日も、山麓線の太田南交差点の拡幅工事のために、県の方が、ガソリンスタンドのたしか南側の交差点のところで土をめくって調査をされていました。まさにそのエリアが今回の新道の駅の開発エリアになるということです。

それで、お聞きするよりか、まず感想だけ先に述べさせていただきますと、3月議会の一般質問をして以来、現地説明会を4月5日にしていただきました。4月5日は日曜日で、あいにく小雨が降ったりというような状況の中で、午前10時から午後3時まで約5時間の現地説明会ではありましたけれども、市から、もしくは市外からたくさんの方が見学に来られました。多分350名を超える方が来られたんだと思います。それで、見せていただきますと、銅鏡、実は3月の議会の時点で銅鏡が出土しているということは存じ上げていたんですけども、そのことについては一般の方に情報が流れると盗掘や荒らされる可能性があるということで、あえてその存在については触れませんでしたけれども、銅鏡が出土し、また金銅耳環、金の耳輪が出土していた。また、鉄の刀であるとか須恵器、土器が出土していた。古墳の状況も非常に珍しい状況で、堀が掘られている。石積みになっているという堀があったり、また、石室が二重構造になっている。本来でしたら、通常の石室というのは入り口が狭くて、中が広くて、1室なんですけども、多分これは全国でも明日香村に次いで2例目だと聞いているんですけど、石室が1つ、広いところから入って、奥にもう一つ小さい石室があるというような非常に珍しい石室であったと、現地説明会でお聞きいたしました。私たちの先祖というのはやはり、渡来人の方なのかもわからないけども、すばらしい遺産を残してくださっていたということに感銘して、私も見学させていただきました。

それで、今回の開発に当たりましては、当然そういうエリアですから、事前の調査並びに、当然これから建設に取りかかっていくんでしょうから、発掘について、調査についての報告がなされていると思います。そのことについて、まず部長の方から、どういう調査をされたのか、そちらの報告を聞きたいと思います。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 おはようございます。教育部長の吉村でございます。ただいまの阿古議員のご質問の発掘調査の結果についてでございます。

道の駅建設予定地内の最初の発掘調査は、平成25年度におきまして、工事予定地の東側、山麓線に近い箇所でございます、こちらが第1調査区でございます。そして、地域振興棟建設が予定されている予定地のほぼ中央部、こちらが第2調査区でございます。さらに、その西側の多目的広場が予定されている一部の場所が第3調査区となっております。これらにつきましては太田遺跡範囲確認調査を実施いたしまして、発掘調査面積は391平方メートルでございました。調査期間につきましては、平成25年10月28日から11月19日の20日間、合計

で12カ所の試掘坑を設定し、発掘を行い、遺跡の有無確認をするための第1次調査を実施いたしました。

結果といたしまして、第1調査区におきましては、遺跡が現地表面から1メートルから1.6メートルの地下に保存されていることを確認しております。第2調査区におきましては、谷地形を呈することから、遺跡の存在する可能性が極めて低い場所であることが発掘調査で確認できました。第3調査区におきましては、当調査区内に顕著な遺跡が存在する可能性は低いものの、周辺に遺跡の存在する可能性が想定され、改めて調査を要する箇所と考えている調査状況でございました。なお、当試掘調査で遺跡の存在が確認されていた東側の第1調査区につきましては、その後、工事計画、遺跡が存在する深さまで掘削工事が行われないうこと、また恒久的な建築工事も行われないう等の状況となりまして、遺跡が今後とも埋蔵されたまま保存される状況となったことから、改めて本調査を実施する必要がなくなっております。

その後、計画地の用地買収等も進みまして、第1次調査で遺跡の有無確認ができていない西側地域の試掘調査を実施いたしました。調査は平成26年5月12日から6月5日にかけて実施いたしました。発掘調査面積は477平方メートルでございます。合計で7カ所の試掘坑を発掘いたしまして、遺跡の有無確認を行いました。

結果といたしまして、各調査箇所におきましては、古墳等の遺跡が存在することは確認されましたが、当古墳等の遺跡は現位置で保存ができない状況が見込まれることから、平成26年10月から平成27年3月末にかけて約3,070平方メートルを発掘し、記録保存のための詳細な本調査、全面発掘を実施いたしました。そして、平成27年3月末に、計画地の西側で行われました太田古墳群の発掘調査を全て終了いたしました。

4月5日には、出土した遺跡の状況を一般の方にごらんいただくために現地説明会を開催いたしまして、約350名の参加がございました。

以上でございます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 実は情報開示の方で、太田古墳群じゃなくて太田遺跡について、第1次、第2次、第3次と調査報告書をいただいております。それで、一番最初の1次調査というのが2013年11月25日に報告いただいているんですけども、地図がないので、第1調査区、第2調査区、第3調査区と言葉で言っても非常にわかりにくいと思うんですけど、第1調査区といたら道の駅の一番下の駐車場の部分ですね。ですから、道路情報棟のエリアがほぼ第1調査区、それで第2調査区というのが地域振興棟のあるエリア、それから第3調査区というのがほぼ公園整備になっている西のエリア、大ざっぱに言いますとそういうエリア分けになると思います。

それで、この報告書を読んでいますと、まず第1調査区、こちらの方では土器ですとか円筒埴輪片などが数多く出土していますね。ですから、この調査報告書の中では、中世の遺構が付近に存在する可能性も考えられるという報告を入れられていますね。それで、第2調査区については、これはかなり下に遺跡があるであろうと。それと、過去においてかなり川の氾濫、土砂災害等があって、かなり土が流れているという報告をされていますね。それで、

第3調査区についてもかなりの出土品、中世に属する遺物が出土していますね。それで、今回調査されたのは実は第3調査区、西の方の調査区のみが発掘というか、土をめくって調査されたエリアであって、第1、第2というのはトレンチだけで一応終わっているエリアということですね。ですから、太田遺跡というのは非常に広いエリアの中で、実は土をめくって調査したのは第3調査区だけであったというのが今回の調査の方針であったように思います。

それで、まず確認しておきたいんですけども、通常、民間等がそのエリアに開発をかける、そうした段階で、まずどのような手続をとられるのか。例えば私が何らかの建物を建てるという段階に、仮に試掘か何かして、トレンチして、実際にはそのエリアというのは指定されていますから、そのエリアの開発というものはある一定の要件を満たさないとやはり県の方に申請できないわけでしょうから、ですから、実際の手続としてはどういう手続をとられるんでしょうかね。

下村議長 生野副市長。

生野副市長 ただいまの阿古議員の、開発に関する手続のときはどうするかというようなご質問だったと思います。

まず、開発に関しましては、大きく分けますと1万平方メートル、1ヘクタール以上の開発につきましては、遺跡があろうがなかろうが一応調査を行うということになっておりまして、それ以下の開発部分につきましては、教育委員会で持っております遺跡の網図といえますか、地図を持っておりますので、その箇所当たる場合につきましては、市の教育委員会と相談いただきまして、調査をするかしないかの判断をさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 そうしますと、今回の道の駅の開発の面積というのは、今お聞きしている1万平方メートルの上になるんですか、下になるんですか。

下村議長 生野副市長。

生野副市長 道の駅の開発部分につきましては約3.3ヘクタールでございますので、1万平方メートル以上になるわけでございますので、今回、教育委員会と相談の上、この調査を行ったということでございます。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 今の教育部長の答弁の中であったのが、下に遺跡はあるでしょうと。トレンチをかけて部分的に調べたわけですから、ある一定の幅で、多分トレンチやから2メートル幅で10メートル掘るとか、そういう作業ですよ。それで、第1調査区については、遺跡はあるであろうけども、表面を覆う作業であるということで、全部めくってする必要はないのではないかと、いう方向で、そやから、もういらわないですよ、もうそのまま上にアスファルトなりコンクリート面がすうっと敷かれますよ、建物は建てませんよという話ですね。

本当にそれでいいのかというのは、私としてはちょっと残念な部分があるんですけども、と

というのが、民間でしたら、何といたしますか、お金もかかるから、できるだけいらわなければ、その状態でもいいですよんという話やけど、あのエリアは、一旦アスファルトで封鎖してしまうと、多分将来めくることがないのと違うかなという気はしますね。ですから、あのエリアはたしか1.4メートルぐらいの土がかぶっているエリアであるという報告であったと思うんですけどね、それであれば短期間でできるから、実はどんな遺跡があるか、遺構があるのかというのを確認する作業を私はしてほしかったなという気はします。ですから、それはデータとして残れば、これ、5年先にもう一回めくってやりますねんというようなことはまずない。10年、20年、30年、100年というサイクルで見ても、これから多分、まずめくることがないやろうなと思いますのでね、そやから、そういう、何とというか丁寧な開発の仕方をしていただきたかったなというのが今回の報告書を見たときの感想です。

それと、もう一つ気になったのは第2調査区なんですよ。これは地域振興棟の建つエリアで、この開発エリアについては、遺構面があるとすれば、基礎工事を入れると多分それを削ってしまう可能性のあるエリアであるように思います。たしかこの調査書の中では、5メートルとか6メートル沈み込んだところまでトレンチをかけているんですね。その中で、確かにこれは驚いたんですけども、違法盛り土がない時代に、ここは土砂災害が頻繁に起こっているということをこの報告書で出しているんですね。ですから、仮に遺構があったとしても流れているでしょうという判断の仕方だと思うんです。それが偶然、その地域振興棟のエリアなんですよ。

それで、もう一つ気になったのは、第1次調査の中で、トレンチの写真を全部つけていただいているんですね。つけていただいているんやけど、その地域振興棟のトレンチの場所の3カ所だけ写真が載っていない。ほかのエリアのトレンチのやつは全部載っているんですよ。たまたまやと思うんですよ。たまたまやと思うけども、その地域振興棟のエリアのトレンチの写真がなかったんですね。1次報告書をいただいて、僕は考古学が好きやからずっと見ていたんですけど、第1調査区があつて、第2調査区があつて、とずっと見ていて、第2調査区のところでは写真が2つ、3つ抜けるんですね。もしないのであれば、別に一緒のように写真を載せておいてくれたらいいと僕は思うけども、たまたまその場所がないから、なぜかなという気がします。

それと、一番最後になったエリアの調査である個人宅のところですね、東側。その東側の下のエリアについてどうなのかなというような。それもL字型になるために、そのエリアだけがやはり、太田古墳群というのは、当初思っている、実はこれはインターネットでも取り寄せられる図なんですけども、太田遺跡があつて太田古墳群がある。南阪奈道路に非常に近いエリアであるというんやけども、今回個人宅の東側で出てきた古墳というのは、それより南にエリアが触れているんですね。そうすると、今言っている地域振興棟は鉄塔があるんですけども、鉄塔のあたりも実は太田古墳群のエリアになっているんですよ。それよりか南側のエリアが実は今回、道路情報棟が建てられるエリアになっていまして、それが多分掘り下げられてしまうというのがちょっと、何といたしますか、たまたま、偶然やと思うんですよ、偶然やと思うけども、不思議な偶然が重なっているなというような印象を今回の調査で私は

受けたんです。3月議会でも言いましたけど、やっぱりご先祖様を大切にすることというのは、僕は大切だと思いますので、丁寧な扱い、畏敬の念を持って調査に当たってくださいよとお願いしたのはそういうのもあるんですけども、これからでもいいですから丁寧な扱い方を私はしていただきたいと思います。

それと、続きまして、保存の仕方についてお聞きしたいと思います。今回の太田古墳群につきましては、非常にやはり価値の高いものであるという認識のもとに、たしか現地調査の前後で、保存をするというマスコミの報道発表があったように記憶しているんですけども、その保存の方法について、まず少しお聞きしたいと思います。

下村議長 生野副市長。

生野副市長 ただいまの保存の質問の前に、先ほど来申し上げたことについて1点だけ答弁させていただきたいと思います。

ただいま阿古議員ご指摘の調査区1、2、3と、平成25年度において行ったわけございまして、第2調査区につきましては地域振興棟を建てる位置ということになっておるわけでございます。これにつきましては、この調査が終わって地域振興棟の位置を決めておりますので、当然その中で古墳があるとなれば、場所等の変更も考えていたわけでございますが、この中で、先ほど来、第2調査区の、谷地形を呈することから遺跡の存在する可能性が極めて低いという場所の中で、教育委員会との協議の中でこの場所を決めさせていただいております。なお、道路情報棟につきましては第1調査区の方に位置するわけでございますが、これにつきましても、支障がないという教育委員会の判断のもとで、この場所に道路情報棟の位置を決めさせていただいたということでありまして、決して発掘調査の前に場所が決まっていたのではないということだけ意見を申させていただきますと思います。

下村議長 阿古君。

阿古議員 僕は実は答弁を求めていなかったんですけども、この地域振興棟につきましては、この図面というのは幾度かいただいているんですよ。この形状であるとか、図面をいただいているんですけども、私の中では、この地域振興棟の建物のありようというのは、かなり早い時期からこの形態で、この場所であるということであっていただいていたように思います。そやから、発掘調査以前からこの形状でいただいていたと思うんですけど、私の勘違いですか。

下村議長 生野副市長。

生野副市長 当初、道の駅の計画時点に、今おっしゃっているように、そういう図面を案としてお渡ししていたわけでございます。当然この発掘調査の判断次第で、その場所については変更することを考えていた。その中で、今回、平成25年において行われました調査結果によって支障がないということでありましたので、その場所に決定したということでございますので、当然調査で支障があるとなれば位置の変更は考えていたわけでございます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 ですから、たまたま、偶然やけども、当初からの予定の建物の場所が、発掘調査したら問題のない場所であったということなんでしょう。そやから、この発掘調査をもってこの振興棟の建物の建て方を決めたというんじゃないわけですね。何らかの支障があったら変更もあ

ったでしょうという話を今言われたわけなんですよ。そやから、さっきの言い方とはちよつと違うので、あえて答弁されたので質問したんですけど。

じゃ、すいませんけども、これからの保存の方向についてお願いします。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 それでは、遺跡保存の方法等につきましてご説明申し上げます。

各古墳につきましては、市の関係者の検討会議を経まして、その結果、4号墳につきましては、埋め戻しをした上で、事前の設計を変更し、現地保存されることが決定いたしました。その他の古墳につきましても、埋め戻しの上、盛り土し、現地保存されることになったところでございます。そのため、調査終了後も、教育委員会の担当が現場で指揮・監督のもと、4月5日から24日にかけて、遺構保存のため、古墳の石室内の空間に土のうを詰めまして、必要に応じて土を充填しまして、位置を明示するために上部をブルーシートで覆って養生いたしておるところでございます。今後、造成工事の折にその上に盛り土施工が行われ、現地保存がなされる予定となっております。なお、造成工事の際には細心の注意を払いながら施工することを担当課と協議済みでございます。

以上でございます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 保存については今回この2回目の一般質問をする1つのきっかけになったんですけども、この太田古墳群の保存について、委員会協議会の方で過日聞かせていただいたんですよ。そのときに、4号墳というのはその中で一番大きい古墳で、堀があって、石室の形状が、ふたはとれて崩れていましたけども、非常に大きな珍しい形状の古墳であるということで、埋め戻しは、たしか崩れないような形で土のうを入れて、シートをかけて、上から土をかぶせる。

実は見学会が終わってから、僕、好きやから、何回か現場を見に行っただけですよ。そうすると、確かに今言っている4号墳のところは、そういう処理が4月中にされていたように記憶しています。それで、気になったのが、西の方の1号墳からある古墳なんですよ。非常に形状も珍しく、金銅耳環とか鉄の刀ですとかが出ているエリアなんですけども、そちらの方は土の表面をめくった状態で置かれていて、確かに石室の部分やとか一部にはブルーシートがかかっている、雨がかからない状態になっていたんですけども、その表面がそのまま見えていたんですよ。それで僕は、当然貴重な遺産ですから、まず記録を丁寧にとっていたら、ということも理解していますので、記録保存と、それと、将来また調べることがある可能性があるのであれば、その形状が風化しないような形で盛り土をして保存するというのがベストやと、当初から3月のときも申し上げたんですけども、そういう保存の仕方になるのかなと思っていたら、西の方だけ、「どうなりますの」と聞いたら、「いや、盛り土はしませんが、什器が入るから崩れるかもわかりません」とそのとき言われたもので、何か情けなくて、当初から僕は子どもたちに1回現場を見てほしいなあという思いもあって、1日の見学会というのは非常に残念やったんですけども、土のうを入れてシートをかけてという作業だけで済むのであれば、できれば4号墳と同じような保存の仕方をしてくださいという具合に、私はそのとき話したんですね。

それで、この調査書を見せていただいて、教育委員会の方はやはり同じことを考えているんですね。保存の方法としては4号墳と同じような形で、貴重な古墳であるから盛り土をして保存してくださいと。多分、教育委員会の方と事業方の方との連絡がうまくいかなかったのかなという気も僕はしたんやけども、最終的にどういう保存をされるのか。例えば、周りをずっと囲んで、それでガラス張りにでもして保存しなさいと言うんやったらあれやけども、盛り土をするわけですよ。それであれば一手間かけていただいて、4号墳と同じような保存の仕方を私はしていただきたいと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

下村議長 山下市長。

山下市長 阿古議員の質問にお答えさせていただきます。

1号墳から4号墳まで、非常に貴重な遺跡が出てきているということで、関心も高いところでございます。4号墳につきましては、当初違う施設をそちらにつくる予定でございましたけれども、先ほど部長が答弁いたしましたように、公園のようにちょっと土を掘ってという形だったんですけども、それはもうやめて、完全に4号墳を保存した上で埋め戻しをするということ、会議をした上で決定させていただきました。そのほかの1号墳から3号墳に関しましても、芝生の下であるとか駐車場の下になる場所ですから、埋め戻しをしてやろうということで教育委員会と協議をしました。先ほど、建設の方と連絡がうまくいってなかったんじゃないかというお話でございますけども、この間、副市長からも協議会のお話を、いろいろと質問されたという話も聞きまして、それはちょっと勘違いしていたところもあるよということで、きちっと埋め戻しをさせていただいて、土の中で保存させていただく。協議会の中で副市長の発言があったように思われますけれども、そこは訂正させていただきまして、きちっと保存するというを明言させていただきたいというふうに思っております。

下村議長 阿古君。

阿古議員 では、保存していただけるということで安心いたしました。

では、2つ目の質問に入りたいと思います。

地球環境にやさしい自治体（葛城市）をめざしてというのは、今回で13回目になります。一番最初が平成19年の12月議会でした。たしか洞爺湖サミットの前年だったと思います。「温室効果ガスの濃度の増加により、地球の温暖化問題は、予想される影響の大きさ、深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気象システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への大飢饉による食糧不足、災害の激化など、気象の大規模化によりさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代に安全な地球環境を残すためにも、葛城市として早急にできることから取り組んでいただきたい」と、そのときの提言では、国のエネルギー対策特別会計による補助事業の利用や、その当時は葛城市にシャープの太陽光パネル生産工場があることの大切さと、環境にやさしい葛城市ブランドの構築等の提言をさせていただいたというのが一番最初の私の地球環境にやさしい自治体（葛城市）をめざしてでした。それで、そのときも申し上げたんですけども、「葛城市を空から見たときに、太陽光パネルで、一面が、葛城市が光り輝く日が来ることを願い、夢見ています」と結んだの

を記憶しております。

それで、前回、平成26年の9月議会に一般質問をさせていただきました。約8年になるわけなんですけども、昨年からは家庭用の太陽光パネルの補助金交付事業が始まっている。その中で、進捗はどうなっているんですかということをお聞きしたんですけども、そのときの実績をお聞きしたんですけども、そのとき余り進捗がよくなかったから、もうちょっと宣伝をしてくださいませんかと言ったら、たしか次の10月の広報に募集要項を載せていただいたという記憶があります。

それで、念のためにその当時の件数と、昨年、もう締まっていますので、平成26年度の実績等をお聞かせ願えたらと思います。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

太陽光発電の昨年からの実績でございます。昨年度から開始いたしました住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助制度でございます。平成26年度当初は1件当たり5万円で100件を予定しておりまして、500万円を予算計上いたしました。昨年9月定例会の阿古議員の一般質問では、9月1日現在の太陽光発電で、その当時の申請16件、それから燃料電池では3件の補助申請がございまして、合計19件で95万円の補助金額とお答えいたしました。その後、10月の広報など、また有線・無線での周知の結果、年度末実績は太陽光発電では68件、燃料電池エネファームでは7件で、合計75件で375万円の実績でございます。新築住宅と既存住宅の割合を申しますと、新築はおおむね7割を占めております。本年度も昨年と同様の補助を予定しております。また、周知につきましては、5月開催の環境委員会議で、各大字の回覧により各戸周知を行えるように、回覧用チラシを作成いたしまして、各大字に配付いたしました。葛城市のホームページでも現在案内いたしております。今後は、広報誌や有線・無線を通じまして、なお一層の周知をいたしていく所存でございます。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 実績につきましては紙でも頂戴しています。そのときは19件ほどしかなかったのが、最終的には75件の補助申請があったと。ですから、100件の予算計上をしていましたが、約4分の3が市民の皆さん方に利用していただけたという結果であるということですね。やっぱりだいぶふえてきましたね。外を見ますと、やはり家の上に、屋根のところについているのが目立つようになってきました。非常にうれしいことなんです。それに、特に多いのは、やはり新築される方が、もう当初から太陽光パネル等を設置される事例が非常にふえてきているというのはありがたいことだと私は思います。必ずしも太陽光パネルだけが地球環境に優しいエネルギーだというわけではないんですけども、この8年間申し上げてきたのは、まず1つの手始めとしてそういうことをやってみませんかというのを話して、そのときはまだ珍しいものだったんですけど、最近見ていると、国の方は家庭用の補助金がもうなくなっているんですよ。たしかもう平成26年3月で切り上げていたかな。J-P-E-Cか何かは最後まで

でやっていて、環境省の下部団体やと思うんですけども、そちらの方はもう去年の3月までで終了している。それで、県の方も、今年については太陽光パネルについては補助金がもう出てきていない。それで、蓄電池の方は別に補助金をつけているんですね。ですから、パネルじゃなくて、一体型の蓄電池も一体整備したら補助金を出しますよという形ですね。あと、奈良県下を見ますと7つぐらいかな、多分補助金を出していますね。それは太陽光パネルについて出されているところが多いんやろうと思います。それだけだんだん浸透してきたのかな。1つの行政の方向として、そういうエネルギーを使っていくんだという1つの方向性が定着してきたということなんやろうと思います。

それで、もう一つ、家庭用の10キロワット未満の部分と、10キロワットを超える部分、産業利用といいますか、売電を目的にした事業として太陽光パネルを空き地とかに設置しているという事例が、これも非常に目立つようになってきました。車で走っていて見ると、物すごくうれしくなります。農地転用されていたり、多分市街化の区域でも一部やられているんやろうと思います。

まず、前回質問させていただいたときに、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要にちょっと触れたんです。農林省の分野でも、農村振興という部分で、協議会をつくれれば、いろいろな再生エネルギー発電の促進に関して、規制緩和であったりとか、補助金であったりとかをつけますよと。今までの環境省だけ、通産省だけというんじゃないくて、いろんな省がそういうふうなものに向かって作業を始めている。何かうまく利用する方法はないのかということで、お話を何点かさせていただきました。そのときに、平成19年以来、2年ほどかな、新エネルギー導入検討委員会というのを葛城市ではつくっていただきまして、新エネルギーについてさまざまな観点から議論をしていただいたように記憶しております。直近の、昨年9月以降から結構ですので、新エネルギー導入検討委員会を開催されていれば、その開催状況をご報告したいと思います。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 お尋ねの新エネルギーの導入検討委員会の開催でございます。葛城市新エネルギー導入検討委員会は、副市長を委員長といたしまして平成23年度に設置いたしました。各部長が委員でございます。これまでに9回開催いたしております。主に住宅用太陽光発電、燃料電池の設置の補助制度の制定について、また補助金の交付要綱の整備について、今まで協議・検討を行ってまいりました。直近では本年の2月に開催いたしまして、内容といたしましては太陽光発電におけます農地利用の目的から、農業委員会とともに協議いたしました。そのほかといたしまして、ごみの減量化の一環としまして実施しております「おひさま堆肥事業」の報告とか、電気自動車普及のための充電設備の設置報告や、夏の電気需要時の電力削減のための緑のカーテン普及事業などの報告を行っております。

また、平成27年度事業といたしまして、公共施設への太陽光パネルの設置を県に申請いたしました。これは、健康福祉センターに太陽光発電と蓄電池、それからペレットストーブの設置で、災害時にも活用できる設備でございます。グリーンニューディール基金事業で補助金100%の事業を申請いたしました。

以上が委員会の経緯でございます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 いろいろと検討していただいています、農業委員会とも協議していただいたんですね。ありがとうございます。その中で今お聞きしたのが、グリーンニューディール基金事業、これは資源エネルギー庁の事業で、100%補助で間違いなかったですか。要綱を見ると100%やなくて3分の2ぐらいと書いてあったように思ったんですけども、ほぼ100%に近い補助率でいけるんですね。ありがとうございます。

それで、太陽光パネルについては、だんだん電力会社の買い取り価格というのが実は下がってきているんです。直近ですと、この7月からでしたら1キロワット当たり27円、4月から6月までが29円、平成26年度は32円、これが非住宅用です。家庭の方は同じく33円ぐらいになるんですけどね。家庭の方はある一定の方向性ができましたので、これからわずかなお金であっても、補助金がつけば、私は新築だとか住宅には太陽光パネルはつけていただいただけのと違うかなという希望的な思いというのはあるんですけど、産業用といいますか、非住宅用の太陽光、10キロワット以上の部分が非常に大変になっていくんじゃないかなという気がします。

それも含めて前回、農地を転用、有効利用できないのか、その中で、農地から転用すると雑種地になるから、固定資産税等も問題がある、その中で、農林水産省が出してきているそういう協議会をつくれれば、ある一定の規制緩和を受けた中で農地として3年ごとに更新すれば、農地のままで転用ができるのではないかなというような提案もさせていただいたと思うんですけども、やはり10キロワット以上の部分になりますと、設置して、採算性というのがこれから問題になっていくと思います。今までに設置していただいている方は、1キロワット当たりの単価が高単価を前提として申請されて設置されている。せやけど、これからの方は、太陽光パネルはもう確かに値段が下がっているんですけども、1キロワット当たりの単価が下がってくるということで、これ以上の推進をするためには、私は何らかのメリットなりアクションが行政として必要じゃないのかなという思いがして、いろんな提言をさせていただいているわけなんですけども、その中で、今申し上げました部分、固定資産税の減免処置、農地のままでいければ一番いいんですけども、例えば農地から雑種地になるのであれば、その土地に対する固定資産税の減免処置、並びにパネルの方は、たしか国の方で3分の2、3カ年の減免をとということであっていただいていたと思うんですけども、パネルの部分と土地の部分の固定資産税の減免処置というのが実際には可能なんでしょうか。もしそのような検討がされていけば、お聞かせ願いたい。

それと、最近非常に目につくようになった農地やとか、割合と1反とか2反とか、メガワットには当然いかないんですけども、そういう太陽光パネルを設置されている現状を把握していただいているのでしたら、お聞かせ願いたいと存じます。

下村議長 芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 農地を転用されて雑種地にされるというケースが13件ございまして、面積的にはおよそ3万5,000平方メートルの土地が農地から雑種地が変わって、太陽光パネルを設置

されております。また、もともと雑種地のままでそこに太陽光パネルを置かれたというのが7件で7,000平方メートル。合わせまして20件でおおむね4万2,000平方メートルが、現在雑種地で太陽光パネルを市内で産業用で発電されているという状況でございます。また、農地に太陽光発電を導入する場合は農地の転用が必要でございまして、固定資産税は農地課税から雑種地課税になると。ただし、太陽光発電の農地転用許可制度の特例がございまして、農地に支柱を立てて太陽光発電設備を設置して、太陽光パネルの下で農業を営むという方法がございまして。農地法の許可が届け出で済みますのと、課税も従前の農地課税でございます。しかしながら、農作業上、非常に非効率でございまして、収穫量等の不確定な要素がございまして、農業委員会とも検討したんですけれども、今後慎重に検討する必要があるというふうな結論でございます。

また、固定資産税の軽減の方に関しましては、10キロワット以下の住宅用の太陽光発電システムでは固定資産税はかかりませんが、全量買い取り制の10キロワット以上の産業用の太陽光発電システムにつきましては固定資産税が課税されまして、機械システムの部分につきましては償却資産税がかかります。土地につきましては固定資産税が課税されます。特例といたしまして、機械システムの償却資産の固定資産税は、最初の3年間は3分の2に軽減されます。土地につきましては雑種地課税になります。また、ほかの自治体の事例でも、施設用地に対する固定資産税の軽減や減免はほとんどないという現状でございます。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 確かに、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律の中では、たしか収量が8割ですが、3つぐらいの要件があったように記憶しています。ですから、その部分で持っていくのは非常に難しいと思うんですけども、固定資産税については、これは地方税ですね。ですから、地方税である以上、各自治体ごとが独自の判断で条例によって緩和することができるかと私は理解しているんですけども、ほかの自治体ではやられていない。

そういう言葉というのは、行政の中で、何回か私が一般質問している中で聞かせていただきます。一番憤りというか感情的になったのが、平成20年の6月議会のときに、その当時、鳥獣害防止特例措置という制度ができた。それをすることによって、野生化したイノシシ、アライグマ等の処理ができるということを申し上げたときに、「こんなん、まだ法律ができたばかりで、前年の秋にできたばかりで、そんなんまだこの自治体もやってませんねん」、「奈良県の中で1つもそんなんやってませんねん」と言われたときに、何で一番最初やったらあかんですかと言った記憶があります。私は、各自治体ができることはその自治体が工夫して、一番最初でいいですよ。二番煎じや三番煎じじゃなくていいわけですね。一番最初に手を挙げて、うちの市はこういう取り組みの仕方をしますねんというのを私はやっていただきたいという思いがあります。

固定資産税につきましては、すいませんが市長の方から、どうお考えになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 阿古議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。時間がないので簡潔にさせていただきます。

固定資産税等、太陽光発電のことだけではなく、またこれから新エネルギーの問題が検討されようとしておりますので、このことにつきましては持ち帰らせていただきまして、いろいろと検討させていただきたいというふうに思います。

また、阿古議員から、前例がない、それは違うでしょう、行政が、葛城市が一番最初に手を挙げてやっていくべきだということについては、私もまさに同意見で、ICTを初めいろんなところに取り組みさせていただいているところでございます。またいろいろと議論を交わしながら、いろんな事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

下村議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。この問題は太陽光パネルだけにかかわった問題ではないと思います。近年の異常気象というのは地球温暖化が原因であるということは、どの学者も認めているところであります。更に加速したように、最近では大きな低気圧が発達することによって、強風が吹いたり、ひょうが降ったり、雷が鳴ったり、大雨が降ったり、世界各地でいろんなことが起こってきています。前はツバルの例も出しました。海水が上昇することによって人間の住む環境が崩れていく。それは誰がやったからとまるということではないと思います。世界中の人たちみんなが同じ思いになって少しずつ改善する、もしくは何らかの技術革新がないと、とまるようなことはないと思います。葛城市という小さい市ですが、一人一人がそういう思いで取り組んでいけるような制度、意識づけを、私は行政がやっていただきたいと存じます。検討していただけるということで、非常にありがたいと存じます。

これで私の一般質問を終わります。

下村議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

私の質問は、第1に教育委員会制度の改定について、2つ目は新道の駅建設事業についての2点でございます。

質問の詳細は、質問席にて一問一答にて行わせていただきます。

下村議長 白石君。

白石議員 まず最初に、教育委員会制度の改定についてお伺いしてまいりたいと思います。

昨年6月、教育委員会制度を定める法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が大きく改定されました。葛城市におきましても、さきの3月定例会において、教育委員会に関する条例等の改正が行われたところでございます。改定によって、教育委員会制度に3つの新しい仕組みが加わりました。1つは、全ての地方自治体に教育の基本計画である大綱の策定を義務づけ、その策定の権限を首長に与えたことでもあります。2つ目は、教育委員長を廃止して新教育長に権限を統合し、その新教育長を首長の直接任命としたことでもあります。3

番目は、首長と教育委員会の協議会である総合教育会議を設置したことであります。今、新たに加えられた首長の教育大綱の制定権や、首長任命の新教育長のこの2つの仕組みによって、自治体の首長の権限が強化されるわけであります。そのことによって、教育委員会の首長からの独立性や政治的な中立性が確保できなくなるのではないかと危惧する声広がっているわけであります。

そこで私は、教育委員会制度の成り立ちや国会での審議の内容を踏まえ、危惧される市民の声を払拭するために質問を行ってまいります。

まず、教育委員会制度発足の3つの根本方針についてお伺いいたします。この3つの根本方針は、戦後すぐの国会で当時の森戸辰男文部大臣が、教育委員会法案を制定するに当たって、政府の地方教育行政改革の根本方針について説明されたものであります。まずこの3つの根本方針の内容について説明を求めるものであります。

下村議長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。ただいま白石議員のご質問の教育委員会制度の3つの根本方針についてご説明申し上げます。

教育行政の3つの根本方針、1つ目といたしまして、地方分権。国が教育内容の細部まで規定し監督するのではなく、教育は地方自治だということが1つ目でございます。次に、2つ目の方針といたしまして、民意の反映でございます。住民の教育に対する意思が反映することが肝心であるということでございます。3つ目といたしましては、一般行政からの独立性ということございまして、教育委員会が首長のもとに属していないことということとなっております。これらは、以前から教育委員会制度の改正がさまざまなされてきた中におきましても、また今回の改正も含めまして、この3つの根本方針は堅持されてまいりました。

今回の改正の趣旨でございますが、平成26年7月17日付の文部科学省からの通知によりますと、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に関する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものとなっております。

この改正の留意すべき事項といたしましては、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統率者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含めまして、教育行政の第一義的な代表者を明確にしたものでございます。次に、新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえまして、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政をするという観点から、会議の透明化を図ることとしております。次に、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有しております。また、近年の教育行政におきましては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっております。これらを踏まえまして、今回の改正におきましては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務づけることによりまして、地域住民の意向のより一層の反映と、

地方公共団体における教育・学術・文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされております。最後に、総合教育会議を設置することによりまして、教育に関する予算編成・執行や条例提案など、重要な権限を有しております地方公共団体の長と、教育委員会が十分な意思疎通を図りまして、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を図るものとなっております。

今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、法に定められた教育の事務の執行権限は教育委員会が有することになっておりますので、法改正後につきましても教育委員会の独立性は確保できるものと認識しており、今後の方針といたしましては、法の趣旨に沿って取り組んでいくものと考えております。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 ただいま吉村教育部長から、3つの根本方針について説明をいただきました。このたびの改正においても、3つの根本方針は基本的に維持されているということであります。その一方で、以前から教育委員会制度の改正がいろいろ行われてきた中でも、この3つの根本方針が堅持されてきた。しかし、今回の改正によって、3つの根本方針が、首長のもとにある一般行政として変わってしまうのではないかと懸念の声がございます。部長が首長と表現しましたので、私も首長ということで統一したいと思います。これは都道府県、市町村の長ということであります。

そこで私は、国会の審議の内容をご紹介しておきたいと思っております。平成26年4月16日の衆議院の文部科学委員会における前川文科省初等中等局長の答弁であります。前川局長は、「旧教育委員会法の提案理由説明に挙げられた3つの根本方針でございますが、まず原則として、各地方行政が地方行政を行うという教育行政の地方分権の考え方は、現行制度あるいは改正案においても基本的には変わらないと考えています。また、教育委員会の首長からの独立性でございますが、現行制度あるいは改正案においても基本的には変わらないと考えております。また、教育委員会が住民の意思の公正な反映を行うというところでございますが、この住民の意思の公正な反映という理念についても、基本的には現行制度あるいは改正案におきましても基本的には変わらないと考えております。」このようにはっきりと答弁されているわけであります。このことをしっかりと確認しながら、次の質問に移ってまいりたいと思っております。

冒頭で述べました、このたびの改正で新たに加えられた教育委員会制度の3つの仕組みについてであります。首長の教育大綱の制定権、首長任命の新教育長、総合教育会議の設置、これらの内容と3つの根本方針の関係等について、どのようにお考えになっているか、説明を求めるものであります。

下村議長 米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまのご質問でございます。地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによりまして、これまでは教育委員会が教育長を任命しておりましたが、新教育長

制度では、教育長と教育委員長の仕事を一本化し、新教育長とすることになったわけでございます。新教育長は、首長が議会の同意を得て任命し、任期は3年と設定されています。教育長以外は非常勤の委員で構成し、教育委員会は合議制で意思決定を行う仕組みは従来どおりでございます。また、教育委員の職業などに偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、民意の反映の考え方は変わっていないわけでございます。

次に、改正の大きなものとして、大綱の制定でございます。今回の改正によりまして、首長は教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとなっております。大綱を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとされております。このことは、首長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しており、また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興など一般行政との密接な連携が必要となっております。これらを踏まえまして、首長に大綱の制定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育・学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。大綱の定義といたしましては、地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や、施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策、人事、教科書の採択についてまで策定することを求められておりません。大綱の対象期間につきましては法律では定めがなく、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定されております。今回の改正後も教育委員会が引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務についてはみずからの権限と責任において管理し執行していくものであり、首長が有する大綱の制定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し執行する権限を首長に与えるものではないということになっております。

次に、総合教育会議についてでございます。今回の改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と、教育の地方分権により独立した教育権限を有する教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされております。首長は総合教育会議を設け、首長及び教育委員会により構成することとされております。総合教育会議は首長が招集することになっておりますが、必要に応じ、教育委員会が会議の招集を求めることができるとされております。総合教育会議における協議・調整事項についてでございますが、首長と教育委員会とが対等・平等な関係で、大綱の制定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育・学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、児童・生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びに雇用に関する構成員の事務の調整を行うこととされております。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 ただいま米井部長の方からご答弁をいただきました。吉村部長の方からは教育の3つの根本方針についてご説明いただきました。この方針は改定された法律にも引き継がれているということですが、今、米井部長がご答弁されたように、私も冒頭で述べましたけれども、新教育長が誕生すると。これは、これまであった教育委員会の教育委員長を廃止して、教育委員長というのは教育委員会を代表する職であったわけでありましてけれども、これを廃止し、事務を統率し人事を所管していた教育長が、その教育委員会を代表する職を得ることになった。大きな権限が新教育長に集中するということになったわけでありまして。かつ、この教育長を首長、市長が選任する。もちろん議会の同意を得るわけでありましてけれども、これまで、教育長は教育委員会の中で互選において選任されてきたわけでありましてけれども、市長、首長が教育長を選任するということになったわけでありまして。また、教育の大綱、これは教育基本法の第17条に基づいて、国の教育振興基本計画を参酌してこの大綱を定める、この制定を市町村の首長に義務づけたわけでありまして。義務づけということでありましてけれども、結果は、首長にこの大綱を策定する権限が与えられたということでありまして。

この3つの根本方針と、やはり新教育長や、首長の大綱の制定権というのは、若干矛盾する問題ではないかと私は危惧しているわけでありまして。これまで、教育委員会は独立した機関、これは当然これまでもそうなんです、できるだけ教育現場のことは市長も、私ども議会、議員も控えて、それこそ自主性を重んじて、教育条件の整備に専念してきたわけでありまして、こういう権限が与えられたことになったわけでありまして。この大綱を策定する上で、文科省の通知を見ていると、これは企画部長の答弁になるんでしょうか、通知の中では、大綱の記載事項については例が挙げられています。学校の耐震化、学校の統廃合、少人数学級の推進、総合的な放課後対策等、また予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針であると、そのように書かれております。そこで、際限なく大綱に記載できるわけではないんだ、ちゃんとした枠があるんだということが書かれているわけでありましてけれども、これはこれとして、学校の統廃合の問題だけ先にお伺いしておきたいと思っております。

学校の統廃合については、子どもはもとより保護者、地域社会に大変な影響を与えることは、誰が考えてもわかることでありまして。これが大綱に記載されて、教育委員会と行政が一体となって推進するということになれば、私はそれこそ、地方自治、住民自治で教育行政を進めるという精神からいって、大きな矛盾が出てくるのではないかとというふうに思うわけでありまして。これは市が言っているわけじゃないわけでありましてけれども、こういう統廃合の問題については、やはり大綱に記載すべき事項ではないのではないかとというふうに考えますが、いかがでしょうか。

下村議長 米井企画部長。

米井企画部長 大綱に記載すべきでないということのご質問で、全体的な返答になるかというふうに思っているわけでございます。

大綱の主たる記載事項は各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、予算や条

例など、首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が書かれることとされ、首長の権限にかかわらない事項、教科書採択の方針、教職員の人事の基準、具体的な学校運営などについては教育委員会の所管であり、首長の権限が及ばないこととし、教育委員会の適切な判断が必要とされております。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 米井部長から明快なご答弁をいただいたということでもあります。それぞれの地方自治体で首長と教育委員会が十分協議・調整し、合意されたものが掲載されるべきである。それはやはり地方自治であり、住民の声を反映することであり、教育委員会が行政から独立していく、そういう精神を生かしていくことであるし、そのことを中心に考えていただきたい、このように思います。

そこで、大綱には、先ほど部長からも答弁がありましたけれども、主要な記載事項については一定の文科省の事例が示されているわけでありまして。そこで私は、その反対に、大綱に定める記載事項として適切でない事項はどのようなものがあるのか、この点をご説明いただきたいと思っております。

下村議長 米井企画部長。

米井企画部長 先ほど申しましたように、首長の権限にかかわらない事項、教科書採択の方針、教職員人事の基準、具体的な細かい学校運営等については教育委員会の所管であり、所管については記載する必要はないということでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 部長は、具体的な教科書採択のこととか、個々の教職員の人事等について例を挙げられました。私は、1つはやはり総合教育会議の中で調整がつかない事項、さらに、教育長も教育委員会も調整していない事項、これは米井部長も明快に答えておりますけれども、教育委員会の職務権限は全て、市長の権限で記載することは適切でないというふうに考えているわけでありまして。このことは私が勝手に言っているわけではありません。調整がつかない事項を首長が大綱に記載した場合、それは意味のない大綱となるということで、これは4月15日の衆議院本会議の審議の中で下村文科大臣が答弁されている内容であります。また、調整していない事項については意を用いる必要がないというふうにも答弁されています。これは、先ほど申しました前川文科省初等中等局長が答弁されている。3番目の教育委員会の職務権限については、これは当たり前のこととして、やはり大綱に書くべきではない。しかし法律では、教科書の採択の問題でも、人事の基本的な方針等でも、双方の協議が整えば書けないことはないということになっているわけで、私はこの運用については厳しく対応していただきたい、このように思います。

次に移ってまいります。総合教育会議についてであります。部長から、総合教育会議における協議・調整事項についてご答弁いただきました。これらは、大綱の策定に関する協議をする、あるいは教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育・学術及

び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策についての協議等が協議事項として挙げられているわけであります。では、これも、その反対として、総合教育会議において協議すべきでない事項はどのようなものがあるのか。この点を米井部長の方から明快にご説明いただきたい、このように思います。

下村議長 米井企画部長。

米井企画部長 ただいまのご質問でございます。総合教育会議におきましては、首長または教育委員会が特に協議・調整が必要な事項であると判断した事項について、協議または調整を行うものでございます。教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し調整するという趣旨で設置されるものではございません。また、総合教育会議におきましては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事など、特に政治的中立性の要請が高い事項につきましては調整の対象とはするべきではなく、総合教育会議におきまして協議・調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断されるものでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 米井部長の方からご答弁をいただきました。ここでも参議院の文教科学委員会における前川局長のご答弁をご紹介しておきたい、このように思います。

「教育の政治的中立性を確保するという観点から、教育の政治的中立性の問題が生じ得る事項といたしまして、教科書の採択でありますとか、個別の教育人事というものを挙げたわけでございますけれども、これは1つの例示でございます。そのほかに考えられるものとしたしましては、例えば、首長がみずから属する党派の主義・主張に偏した教材を学校で使用する、あるいは首長がみずから属する党派の主義・主張に偏した教育の実施を求めるといったようなことにつきましては、総合教育会議において協議すべき事項ではないと考えております」と明快に答えられておりますし、また、米井部長との答弁とも符合するものと、このように思うわけであります。

次に、教育部長は冒頭の私の質問に対して、今回の改正後も教育委員会が引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務についてはみずからの権限と責任において管理・執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないとなっております、このように答弁されています。しかし、この法律の改定には紆余曲折がありました。中央教育審議会は、教育委員会制度の廃止案をメインとする答申を提出したんです。ところが、強い反対意見が続出した結果、制度存続の案が併記される、こういう異例の事態となったわけです。そこで政府は、この答申から、何よりも、紆余曲折はあったけれども、教育委員会制度を残すと、こういうことになったわけでありませぬ。

教育行政の最高意思決定機関は教育委員会であることは自明のことですが、市長には大きな権限が与えられたわけであります。この点からして、やはり市長の所見を求めておかなければ

ればならない、このように思います。よろしくお願いします。

下村議長 山下市長。

山下市長 白石議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

教育委員会制度をめぐるこのたびの大幅な改正について、いろんな議論が巻き起こり、またご心配されているところであろうというふうに思っておりますが、私は、先ほどから教育部長や企画部長が答弁いたしましたように、教育委員会の独立性をこの新しい制度が侵すものではないというふうに明言させていただきたいというふうに思います。しかしながら、教育、特に学校教育が果たすべき役割として、この3つの根本方針の中にも出てまいりますけれども、教育は地方自治だという地方分権の観点から言いますと、その地域、地域の中で果たすべき位置づけというか、地域と共存していくという意味で、学校の教育現場がどういうふうな方向性が望ましいのであろうかということをとともに考える立場になるということが、民意を代表する首長としてその権限を有しているのではないかなというふうに思うわけでございます。

先般、早速、第1回の総合教育会議を開催いたしました。その中で教育委員の皆さんと意見を交わしましたけれども、行政の長として情報の開示が必要であるなというふうに思いました。それは何かと言いますと、昨今、家庭の収入等によって学習する機会が制限されたりとか、生活保護や要保護・準要保護といった家庭の子どもさんたちが若干ふえてきている傾向にある、そのような状況の中で、そこに起因するかどうかというのは確実なことは言えませんが、いろんな考えられる事象が起こってきているということで、まずもって先般の総合教育会議の中で私が教育委員の皆さんに申し上げましたのは、行政の長として私たちが持っている基本的な情報を共有いたしましょうということで、どれだけの生活保護家庭があったり、要保護・準要保護家庭があるのか、個別具体的な中身までは申せませんが、議会にご報告している程度の情報は共有できるようにしていこう。その上で、教育委員の皆さん方がご心配になっている項目も含めて、我々と一度情報を共有しながら、それを各カテゴリー一別に分けて、福祉に属するものなのか、また、通学路等で建設に属するものなのか、また、いろいろと総合的に考えていかなければならないものなのかということをしつかりと区分けした上で、更なる議論に踏み込めるように、お互いに頭の整理をしながら、次につながる、地域で子どもたちをいかように育てていけるのかという地域づくりを含めた話し合いをやっていきたいと思いますという提案をさせていただきました。実際の学校現場での教師の人事への介入であったりとか、教科書の採択の問題であったりとか、またその方針の問題、これに関しては首長として立ち入るべきではない。ただ、葛城市を、地域を愛するとか、地元のことをよく知っていただきながら、そういう教育というのをやはり盛り込んでいただきたいという要望はその場ではさせていただきましたけれども、それ以外、先ほど部長らが答弁しましたところ以外はこちらから大綱の中に盛り込むつもりもございませんし、今後ともそういう方針で貫かせていただくというふうに思っております。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 市長から明快なご答弁をいただきました。市民の皆さんの懸念の声がこれで払拭されたと言ってもいいのではないかとこのように思います。

私は、総合教育会議については、どのようなことを協議するかという一定の歯どめがきちっとしていれば、まさに教育委員会と首長が公に学校のこと、教育のこと、地域のことを、本当に胸襟を開いて議論できる場所であるというふうに思っています。ここは大いに活用していただいて、議会での議論等々も含めて会議をしていただきたい、このように思っています。ともに子どもたちのことを、葛城市の教育のことを考える立場ということですね。いろんな情報を共有する、保護者の経済や生活の実態をきちっと把握していく、これは本当に大切なことだというふうに思います。市長には教育の実勢に十分配慮していただきつつ、教育委員会と率直な意見交換をしていただいて、大いに成果を、教育予算初め積極的な役割を果たしていただきたい、このように思うわけであります。

最後に、新制度のもとで権限が強化された教育長に、教育委員会の改革、活性化についてお伺いしておきたい、このように思います。

このたびの改正は、平成23年10月だったのでしょうか、大津市のいじめ自殺事件での教育委員会の隠蔽が大きな論拠になったんですね。では、大津市のいじめ自殺事件の隠蔽とはどういうものだったのか。これは、いじめが自殺に関係しているのではないかとこの保護者の求めに応じて、生徒アンケート等を実施したんですね。その結果、自殺の練習、金品の強要など、自殺につながる情報が入ったんですね。ところが、教育委員会事務局はいじめの背景調査を途中で打ち切って、いじめは確認できたが自殺との因果関係は不明だということで、真相にふたをしてしまったのであります。もちろん私は、教育委員会自身、教育委員さん自身は蚊帳の外にあったというふうに認識しています。教育委員会事務局が独走したんだろうというふうに考えております。しかし、教育委員会が教育行政の最高意思決定機関としての役割を果たしていたのかどうかといえば、これはやはり疑問を感じざるを得ません。

そこで、この制度の改定を契機にして、私は今こそ教育委員会を改革し活性化するチャンスだというふうに考えます。新教育長は教育委員会の改革、活性化についてどのような考えをお持ちか、所見をお伺いしておきたい、このように思います。

下村議長 大西教育長。

大西教育長 ご質問の教育委員会の活性化ということでございます。これまでからの部長の答弁あるいはご質問の中身にかかわるところは重なる部分があるかと思いますが、お許しいただきたいと思っております。

今回法改正されたその背景は、今ご質問の中にもございましたように、今まで教育委員会の責任が、教育委員長、教育長、ここが不明瞭だったという大きな問題がございました。それから、審議、会議がいろいろ形骸化しているのではないかとこの状況が全国の教育委員会の中にあつた。さらには、今お話がございましたいじめ問題等々が起こった場合、迅速に対応できないじゃないかという背景がありまして、この法改正となつていった、その問題がここにあるように思います。この法律が改正されたとしても、あくまで、私からもお話しさせていただきますけれども、教育委員会が維持されて、これはどこの市町村もそうですけ

ども、合議制の執行機関であるということで、生涯学習や教育・文化・スポーツ、その他幅広い施策を行う責任を持つ機関であるということをごさいます、先ほど出ていました総合教育会議では、私どもでいえば市長と二人三脚になって、教育の方針・理念を協議しながらそれを具体化するのが私どもの機関の役割だと、こういうふうに思っております。

こういう中にありまして、この3月までは旧制度の中で、教育委員会は、代表である教育委員長、教育委員といろいろ連携を密にしながら、事務の執行についての指示を得ながら、あるいは最終決断・判断を得ながら、滞りなきを行っているつもりでございますけれども、何しろ教育委員長、教育委員は非常勤ということで、おのずと物事の処理の迅速性や即効性に課題があったなというような、こんなことも感じたところでございます。今回、新教育長が委員会の代表者、そして、これまでどおり事務の統括者、こういう立場をあわせ持つということになってまいりました。こういう教育委員会におきまして、当然のことでございますけれども、教育行政の細部にまでわたって把握できている教育長という立場の者がこれから教育委員会を主導していくということで、新たな流れを生み出せるというふうに考えております。

これまで、教育委員会は3月までは定例会が1回ということで、これも批判がございました。事務局が考えるいろんな諸施策、諸事業の追認というようなことにしかならないのではないかと、こういうこともございました。活性化という点からいいますと、やはりここはひとつ教育委員さんと相談しながら、少なくとももう一回の会合を持とうじゃないかということで、4月から定例会という形で2回開催するというので、まず踏み出したところでございます。決議、判断していただく前に、現状はどうか、それから、事務局が考える施策について教育委員の立場でいろいろ議論いただく、提案いただくという時間が必要じゃないかと、こういう機会が必要じゃないかということで、もう一回定例会というのを持たせていただいた、こういうことでございます。

今後、時間だけの問題ではないとは思いますが、この法改正を機に、教育委員さん方にも立場の重さということを改めて再確認していただきながら、教育の現場はどうか、実態はどうかということをより早く把握に努めていただき、教育施策に教育委員として具体的なものを提案いただく、こういうことで充実を図ってまいりたい、活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

下村議長 白石君。

白石議員 教育長からも力強いお言葉というか、所見をいただきました。つけ加えて、私は、やはり教育委員会事務局がいろいろ諸提案されることについて、十分な情報、資料を入手し、審査いただくということが大変必要なことであろうというふうに思います。教育委員会の役割は、その1つがレイマンコントロール、民意の反映ということが言われているわけでありましてけれども、この具体化として、やはり市民の中へどんどん入っていただきたいし、また、学校現場において、子どもたちや教師のいろんな悩みや要求をくみ上げていただき、首長と総合教育会議の中で協議する中で、施策としてよりよいものを打ち出していきたい、このように思います。我々議会も議会基本条例の制定を目標に頑張っているところであります。同

じ合議機関として、市民の期待に応えてその役割を果たしていくということが大切なことでもありますので、このことを最後に述べて教育委員会制度の改革に関する質疑を終わって、新道の駅の建設事業についてお伺いしてまいりたい、このように思います。

まず、新道の駅建設事業の施設の規模、売り場の内容や面積等の現在の確定の状況について、説明を求めるものであります。

下村議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 産業観光部の下村でございます。白石議員のご質問にお答えいたします。

この道の駅の施設の内訳の確定状況でございます。地域振興棟の施設の内容につきましては、道の駅設立準備会の農業部会等、各部会におきまして、市ににぎわいをもたらす、地域の農業者や商工業者に販路拡大の場を提供いたしまして、奈良県中南和の玄関口にふさわしい道の駅を目指す目的に基づきまして、どのような道の駅をつくれば地域を活性化することができるのか等、よく議論され、市とも連携を保ちながら協議された内容を盛り込んだ結果でありまして、道の駅発起人会において承認いただいたものでございます。面積におきましては、施設内容に基づき必要とする面積を市と協議を重ねながら、最終的に地域振興棟の施設面積を確定したものであります。

施設の概要、面積といたしましては、1階部分では直売所が711平方メートルとなっております。この直売所におきましては、青果や花卉等の農産物や、鮮魚や生肉、そして地元の特産品、総菜等の加工品や、奈良県のお土産品などの販売を行うことを予定しております。チャレンジショップや休憩スペース、厨房、バックヤードとして1,040平方メートルとなっております。チャレンジテナントショップ3店舗、農家カフェ、トレイロード、ベーカリーショップ、厨房、バックヤードを予定しております。それ以外の部分といたしまして、トイレ、風除室、通路で238平方メートル、かつらぎインフォメーションで193平方メートルとなっております。1階床面積の合計は2,182平方メートルとなっております。2階部分でございますが、多目的室3部屋で340平方メートル、トイレ、通路、倉庫等で351平方メートル、2階床面積合計で691平方メートルとなっております。1階、2階合わせまして、地域振興棟の床面積合計は2,873平方メートルとなっております。道路情報棟193平方メートル、駐輪場107平方メートルを加えて、全体建築面積は3,173平方メートルとなっております。

この道の駅の特徴は、地元の農業や酪農、商工業の振興の活性化であります。第1に、地域の女性など加工グループが特産品などの加工にチャレンジできるチャレンジ厨房であります。それぞれの加工グループがみずからのアイデアで商品化し、活躍できるよう、厨房室を予定しております。この施設は全国の道の駅でも類のない施設でございます。この道の駅の厨房は、会社経営の加工厨房と、加工グループなどが行う加工厨房の2本立てとなっております。第2に、葛城市の特産であります酪農家がつくる牛乳を使いまして、ここでしか味わえないジェラートなどの加工品を農家カフェで販売する予定であります。また、地場産の農産物を使った総菜、お菓子や、葛城市オリジナルの商品を考えていただいております。第3に、自分でつくった手芸品、生産物などの商品をみずから販売できるチャレンジショップワゴンも6店舗設置しております。このように、地域産業の振興や市民みずから取り組む意

気込みが打ち出せる場としての道の駅が、この道の駅かつらぎの大きな特徴だと言えます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 残り時間が迫ってまいりましたので、予定していた質問を続けるととても足りませんので、質問の2番目、事業運営基本構想と収支計画についてお伺いしておきたいと思います。

下村議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 この道の駅の事業運営基本構想と収支計画につきましてでございます。この事業運営基本構想と収支計画につきましては、5月29日開催の総務建設常任委員会協議会にも報告させていただいたとおり、6月25日の総務建設常任委員会において詳細につきまして報告させていただき予定といたしております。

下村議長 白石君。

白石議員 私はこの経営方針なり事業収支計画について、一般質問を中心に予算・決算特別委員会等でお尋ねしてまいりましたけれども、今日まで決まらなかったわけでありまして。決まったら、ここでは話せない。あす行われる総務建設常任委員会で詳細を報告させていただくということでありまして。詳細の報告は別にして、それでは、基本的にどのように考えのもとで基本構想と収支計画、経営分析案等を作成されたのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

下村議長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 ただいまの白石議員のご質問でございます。この事業運営計画の基本的な考え方でございますが、この新道の駅につきましては地域活性化を目的とした施設でございます。地元の農産品、特産品などを販売できる場として、また、地域の皆さんの相互協力のもと、地域の振興・発展に寄与し、利用者の方々に喜んでもらえる施設といたしまして、また、赤字にならないためにも利益を追求することも大事でございます。消費者ニーズに応じた品ぞろえを行う必要がございます。この道の駅といたしまして、お互いのよい部分を吸収しながら、バランスのよいところで融合できる施設として考えているものでございます。消費者のニーズ、生産者のニーズをよく理解し、地域の活性化を図るべく、施設として事業計画されたものでございます。

以上でございます。

下村議長 白石君。

白石議員 下村部長の方からご答弁をいただきました。この間、道の駅の運営に関する基本的な方向や基本方針、目的等は変わっていないということでありましてけれども、やはりこの間の議論の中で、運営そのもので赤字が出ては市の財政に迷惑をかけるというふうなことで、利潤を追求しなければならない。地産品70%から県産品を70%に引き上げ、地産品70%については将来の目標として取り組んでいく。さらに、産地直送の鮮魚、そして生肉も扱うということ、基本的な方向や基本方針や目標は変わらないけれども、中身がごろっと変わってきているわけでありまして。

そこで、最後であります。この農産物の地産品70%が、前の答弁では県産品70%になった。

今回報告されようとしているこの中身では、じゃあ地産品は何%程度になるのか、資料があればお答えいただきたいと思います。

下村議長 下村産業観光部長。簡単をお願いします。

下村産業観光部長 ただいま白石議員の方から、農産物の地産品70%についてどのように考えているかという話がありました。年間数億円規模の売り上げを、直売所におきましては、市内産の割合を70%とすることは、最初の数年間は厳しいものと予定されておりますが、市内の生産者より新鮮な農産物を出荷してもらうとともに、市内産の農産物で六次製品化を行い、市内で生産されていない農産物は市外より出荷してもらいまして、消費者ニーズに合ったものを加工・販売していくことにより、より一層の集客を図ることができ、また、道の駅の集客力の核となるアンカーショップとして、直売所に港より直送された新鮮な魚を販売する鮮魚店や生肉店、また焼きたてのパンを販売するベーカリーなど、この道の駅のにぎわいをつくり、多くのお客さんに来ていただくことにより、農産物を初めとしたいろいろなものをたくさん売れることになりまして、市内の生産者も今まで以上に生産を行ったり、また、新しい農産物をつくったりして販売しようとした相乗効果が生まれまして、市内の地産率は年々向上していくと考えられます。

また、本年7月の中旬に農業フォーラムを開催する予定でございまして、その中で農産物直売所の出荷方法等の説明会を行わせていただきまして、農家の方々より出荷登録の申し込みをしていただきまして、農家の方々がいろいろな農産物をどれだけ作付され、どれだけ出荷していただけるかを把握いたしまして、その中で農産物の作付計画等の協議を行いまして、市内産の農産物の割合が70%に近づくよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 白石君。本当に簡単をお願いします。

白石議員 時間がオーバーいたしました。下村部長からご答弁をいただきました。私がここで最後に言いたいことは、初めてこの事業収支計画、経営分析等が決まったということでありまして、あすの総務建設常任委員会では、この案について十分なお審査をされることを求めておきたい、このように思います。

以上でございます。ありがとうございました。

下村議長 白石栄一君の発言を終結いたします。これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後0時15分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第2、議第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第44号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新市建設計画に基づき進めております（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の請負契約の締結についてでございます。地域振興棟の規模につきましては、鉄骨造2階建てで、延べ床面積は2,873.8平方メートルでございます。工事の発注につきましては、本年6月23日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、5社が応札し、株式会社森下組が落札しましたので、契約金額8億523万3,960円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 ただいま追加において提案されました議第44号、工事請負契約の締結について、若干の質疑を行っておきたいと思っております。

契約の目的は、（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟の新築工事ということであります。あらかじめ葛城市告示第39号において一般競争入札が告示され、手続が踏まれてきておりますので、一定の内容については承知しているわけでありますけれども、入札の結果について、私は所管の委員ではありませんので、若干お伺いしておきたい、このように思います。

まず、契約金額の8億523万3,960円でありますけれども、これは最低制限価格で落札したということだろうというふうに思います。その点についてお伺いしておきたいということと、入札に参加された最終的な事業者数、そして、この契約金額が、最低制限価格の7億4,558万7,000円で札入れをしているということでありますので、入札に参加されたうち、この最低制限価格を入れた事業者が何社あったか。これは複数あれば、総合評価方式でありますから技術評価点等において決まるわけでありますけれども、複数が最低制限価格を入れていたとすれば、その技術評価点の評価についてお伺いしておきたい、このように思います。よろしく申し上げます。

それからもう1点、この最低制限価格でありますけれども、今ざっと計算したわけでありますけれども、予定価格の90%ということであります。建築の場合は土木と違って、利益率がそんなに高くないということで、いつも結構シビアな価格を入れられるわけでありますけれども、この10%の根拠についてもお伺いしておきたい、このように思います。

下村議長 白石議員、今の質問だけは担当部から答えていただければいいと思っておりますけれども、総務建設常任委員会に付託いたしておりますので、余り詳細なことは質問を避けてほしいと思っております。今の質問の答弁はさせていただきます。余りそれ以上は詳細な質問は避けていただきたいという私からのお願いでございます。

生野副市長。

生野副市長 ただいまの白石議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札結果についてでございますが、これにつきましては、7社が当初入札希望がございまして、当日辞退が2社あったわけでございます。5社が応札いただいているわけでございます。

そして、順序は逆になると思いますが、質問されたことについては全てお答えいたしたいと思えます。予定価格につきましては8億2,843万円で行ございました。それにつきまして、今回、最低制限価格の7億4,558万7,000円で行された株式会社森下組が落札いたしたわけで行ございまして、金額的に申しますと、2番手の業者につきましては7億4,800万円で行ございましたので、最低制限価格で行されたのは1社で行ございます。

そして、総合評価の件で行ございますが、これにつきまして、今回落札されました森下組は、技術評価点につきましては第2位の点数で行ございました。

続いて、最低制限価格の算出についてで行ございますが、予定価格と申しますのは設計価格になっておるわけで行ございます。その中で、現場管理なり、そういう経費類を計算いたしまして、今回90%という最低制限価格になったわけで行ございます。なお、参考に、土木の方につきましては、大体14%、15%が最低制限価格になっておるわけで行ございます。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 今、副市長の方からご答弁をいただきました。最低制限価格を入れられたのは、受注した森下組だけであった、2番手が7億4,800万円であったということでありましてけれども、これは総合評価点でありますので、本会議においてはその点の資料が出ておりませんので判断しかねるわけでありましてけれども、常任委員会において、資料をもとに十分な審査を求めておきたいということでありまして。

それから、最低制限価格というのは、この間、数年前から採用されてまいりました。入札金額がべらぼうに、60%台とかいう形で、現実にそういうことがあったわけで、やはり社会資本の整備にこのような価格でちゃんとした仕事ができるのかという形で危惧される中で、この間、最低制限価格の採用を広げてきたわけでありましてけれども、地方自治法第234条が求める基本的な趣旨は、私はやはり競争性であろうというふうに思えますし、また、最少の経費で最大の効果を上げていくという地方自治体の財政運営の趣旨からして、この最低制限価格そのものが疑問であるし、また、一般競争入札は、これは法が求めているわけでありましてけれども、総合評価方式については本当に妥当なのかどうかということも含めて、今後この議論をしていかなきゃならないというふうに思えます。

これで私の質疑は終わるわけでありましてけれども、本会議での質疑が詳細についてはできないということ、その詳細というのは何なのか、よく理解できないわけでありましてけれども、私は少なくとも常任委員会の慎重な審査を委員会付託して求めるということが前提と考えておりますけれども、基本的には私は、この本会議において質疑し、表決し、決定するということが大事な役割だというふうに考えております。一定のルールとして、委員会付託されるものについては、私もそれこそ詳細な内容については余りしない、遠慮しているわけでありましてけれども、この私の質疑が詳細なのかどうかの判断は議長がするんでしょうけれども、私はもう全く詳細どころか、現実に示された資料に基づいてどうなっているかということを知っているだけのことであって、議長の発言についてはやはり不本意だというふうに述べておきたいと思えます。

以上です。

下村議長 お願いしていたわけでございますので、詳細という言葉が当てはまらなかったということ
でございましょうが、この件につきましてはあしたの総務建設常任委員会に付託いたしてお
りますので、その中で詳細ないろんな意見は出ると判断いたしておりますので、きょうはお
願いということなので、ご理解いただきたいと思ひます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第44号議案につきましては、総務建設常任委員会に付託
し、審査をお願いいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月30日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願ひます。な
お、あす25日及び26日には各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれま
しては審査をよろしく願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時27分